

総合エネルギー調査会第11回新エネルギー部会 資料1
「今後の新エネルギー導入目標及び対策の検討に当たっての論点(案)」
へのコメント

「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク

代表 飯田 哲也(いいた てつなり)

電子メール：tetsu-i@jca.apc.org

【要旨】

全体としては良くまとめていると思われるが、いくつか補足したい。

1. 新エネルギーの位置づけ

(1)新エネルギー導入の意義

【コメント】新エネルギーの定義の再検討

「新エネルギー導入の意義」の前に、「新エネルギー」という日本独特の用語の再定義を議論する必要がある。これは主に以下の事情による。

- 「Renewable energy」という国際標準に合わせるため
- 地熱や太陽熱、小水力など「旧エネルギー」であることから普及政策からこぼれている問題
- バイオマスがないことの問題
- 「廃棄物」が新エネルギーとして協調されすぎていることの問題や混乱
- 資源(主に供給サイド)と技術(主に需要サイド)の混在による混乱

(2)新エネルギー導入にあたっての課題

【コメント】「課題」に以下の要素を追加する

- ・ 系統の制約、系統連係費用の分担、電力会社の買い取りメニューなど、自然エネルギー導入に対する市場制約を精査し、これを解決していくことが必要

3. 新エネルギー対策の検討に当たっての基本的考え方

(2)エネルギー市場自由化との関連

【コメント】「関連」に以下の要素を追加する

- ・ 電力自由化が先行し、かつ風力発電を筆頭に自然エネルギーの普及が進んでいる欧州で見られるように、電力自由化という「規制の再構築」の中で、新しい自然エネルギーの普及メカニズムを導入することが必要。

(3)政策選択に当たっての視点

【コメント】

- ・ 「競争上の中立」という視点はミスリーディングである。自然エネルギーは冒頭の大きな目的のため

めに高い優先度が与えられるべきである。また、既存のエネルギーでもあまりに低い税が設定されている石炭など、既存の補助金構造や社会的費用(外部費用)などもみなければ単純に「競争上の中立」などということはいえないため、単純に「競争中立」とすべきではない。各種の自然エネルギー間での「競争中立」もわかりにくい。たとえば「風力とバイオマスの競争中立」など。唯一、自然エネルギー事業者間での競争中立とするなら理解できる。

【コメント】「視点」に以下の要素を追加する

- ・「規制の再構築」という視点から新たな公共政策としての自然エネルギー普及メカニズムを導入

(3)対策の基本的方向性

新エネルギーによる熱利用及び熱供給関係

【コメント】「基本的方向性」に以下の要素を追加する

- ・民生分野で自然エネルギーの熱利用を進めていくためには、単にソーラーシステムの開発にとどまらず、住宅や事務所等商業分野で有効に熱が利用できる暖房機器（場合によっては冷房機器）、さらには北方地域を中心に地域熱供給が広く普及することで「熱市場」が拡大することが必要であり、そうした住宅・民生用暖房機器の基準化など、熱需要拡大の方策を検討する。
- ・脱化石燃料及び自然エネルギー普及の必要性から、ソーラーシステムについても熱利用目的の化石燃料への課税など社会全体でコスト負担する方法の検討が必要

新エネルギーによる電力関係

【コメント】以下の要素を追加する

- ・電力会社が一方的導入した競争入札について、新エネ部会等公開の場で広く検討し、検証していくべきではないか。

【コメント】として以下の要素を追加する

- ・「新エネルギーから漏れていた自然エネルギーの普及政策」
 - 地熱、小水力等新エネルギーから漏れていた自然エネルギーの普及政策についてきちんと精査する必要がある。とくに、地熱については太陽熱と並んで前回の新エネルギー導入目標から大幅に下回る見込みであり、これはこれまで取ってきた政府の「対策」がまったく有効に機能しなかったことを示している。これを精査し、抜本的な対策を採る必要がある。

（地熱の問題については次回、メモを提出いたします）

以上